

みよし市公平委員会議事録

日時 平成30年8月3日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

場所 みよし市役所5階特別会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部長 原田清明

総務課副主幹 塚崎 仁

総務部次長 廣瀬邦仁

総務課主査 福上慎吾

総務課主幹 坂口慶臣

次第

1 挨拶

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

名 前	内 容
総務課長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から平成30年度第2回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>はじめに、藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>委員長挨拶</p>
総務課長	<p>それでは、議題に入っていきたいと思いますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思います。委員長よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>出席委員3名で、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、平成30年度第2回みよし市公平委員会会議を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>
総務課副主幹	<p>それでは、議題「職員団体登録事項の変更」につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。平成30年7月9日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改任に伴う職員団体役員改任届が資料3ページから5ページまでのとおり公平委員会に提出されております。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けている職員団体からこのような届出が提出された場合には、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>今回、変更の内容について委員の皆様を確認していただきたい</p>

点は、3点ございます。資料2ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定がございます。

1点目としては、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。

2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。

3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料4ページの役員改任証明書によって確認していただくことができ、公示日は平成30年5月17日、投票日は平成30年6月29日、サンアートレセプションホールにおいて投票が実施されまして、組合員総数302名に対して281名が出席し、投票方法は1人1票直接無記名となっております。

次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料5ページの投票結果に記載のとおり投票総数281名に対し、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることがわかります。

最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で人事課の方に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。

今回提出されました届出を委員の皆様に確認していただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料6ページにございます案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

<p>総務課副主幹</p>	<p>ただ今、議題の説明がありました。質問がありましたらお願いします。</p> <p>私から質問ですが、今日の新聞に国家公務員の定年延長の手続が間もなく始まるとの記事が掲載されていましたが、60歳の定年を毎年段階的に65歳まで延長することですが、そうすると地方公務員にも同じような扱いがなされるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。それと、定年が延長された場合に、公平委員会との関係ではどのようなことが想定されるでしょうか。</p> <p>国家公務員の処遇がそのようになると、地方公務員も国家公務員に準拠することとする流れになるかと思われま。</p> <p>公平委員会との関係は、団体によっては、定年延長された方の処遇によっては組合員となる可能性も考えられます。</p>
<p>委員長</p>	<p>民間企業では、正規雇用と非正規雇用とがあり、非正規雇用の中には、派遣労働者も含まれることとなりますが、このような人たちの組合への加入は容易に認められるのかどうか気になります。それから、新聞記事によると待遇面での変化として職務内容が高度な知識や技術を要しない場合は給与を3割程度カットするとされています。これについては、人事委員会や公平委員会ではなく、総務省などにより法制度化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>総務課主幹</p>	<p>今年度の人事院勧告の中で、役職定年制として60歳を超えた職員は管理職のポストからは退いて現役の職員としての身分を有するとする内容が設けられています。</p> <p>ただし、総人件費を上げないために、職責の内容に応じ給与を3割程度減らすことを国で議論されていることを聞いています。</p> <p>ご指摘のとおり、これらの制度設計については、人事院が勧告により示し、その内容を踏まえて国家公務員の制度が整えられ、地方公務員についても地方公務員法において国公準拠との考え方</p>

	<p>がありますので、国家公務員に準拠して制度が導入されることになろうかと思えます。</p> <p>したがって、外見的には生涯収入が減ることにより職員にとって不利益となるように見えるかも知れませんが、公務員の人事制度の仕組みの中でのことでもありますので、これに対して個別に措置要求がなされることは考えにくいと思えます。</p>
委員長	<p>そうですね。ただ、市レベルで国に準拠するために条例、規則を定めた際に団体間で差異が生じたために不服申立てが起こされる可能性はあるのではないかと思うのですが。</p>
総務課副主幹	<p>国と市とでは、組織の規模、職員の人数や役職構成も異なりますので、市がどのように国に準拠させるかは慎重に制度設計をする必要があるかと思えます。</p>
委員長	<p>村上委員、倉橋委員から意見等がありますか。</p> <p>なければ、本日の議題は承認されたこととします。</p> <p>その他の件について、事務職員より説明してください。</p>
総務課副主幹	<p>その他の件について、2点報告をいたします。</p> <p>1点目は全国公平委員会表彰の推薦についてです。毎年10月に全公連の総会の場で表彰が行われており、今年度も6月1日付けで全公連事務局から推薦の依頼がありました。各委員の皆様は本年3月で2期8年在職いただきましたので、8年表彰として事務局から推薦をさせていただきました。表彰が決定された場合は、表彰状等を事務局から伝達させていただくことになるかと思えますので、御了承ください。</p> <p>2点目は、本日配付させていただいたファイルについてです。みよし市公平委員会に関係する法律、条例、公平委員会規則等を綴った例規集を作成しましたので、今後の公平委員会業務の参考としてください。これらの例規の改正があった場合は、その都度差替え版を作成し、配付させていただきますのでよろしくお願い</p>

委員長	します。 ご質問がなければ、本日はこれで閉会します。 ありがとうございました。
-----	---

上記議事録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年8月3日

みよし市公平委員会

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子